

最高裁秘書第1686号

平成31年4月11日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 今 崎 幸 彦



司法行政文書不開示通知書

3月11日付け（同月12日受付、最高裁秘書第1318号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示しないこととしましたので通知します。

記

1 開示しないこととした司法行政文書の名称等

最高裁が、下級裁判所から取得した、保釈中の被告人が事件関係人に接触した結果、事件関係人の供述を自己に有利に変更できて無罪判決を獲得した事例に関する報告書（直近の事例に関するもの）

2 開示しないこととした理由

1の文書は、作成又は取得していない。

担当課 秘書課（文書室） 電話03（3264）5652（直通）